

その37 終活アドバイザーの役割

飛騨市終活支援センターが始まった当初は『終活』という言葉 자체もまだ認知度が低く、人生の終わりに行う『死の準備』であり、悲しくて淋しいだけのものと考える方が多かったように思います。

しかし飛騨市終活支援センターも、設立から5年目を迎え、市民の皆さんとの終活への関心度も高まりを見せ始めており、世の終活ブームも手伝ってか、終活とは『自分の行く末を考えながら整理し、残りの人生を安心して生き生きと暮らすための活動である』という前向きな考え方徐々に広まってきています。

また全国的にもこのような形で終活を支援している自治体はそれほど多くはなく、各地からは、事業についての問い合わせをいただくこともしばしばです。

さてそんな中、飛騨市社会福祉協議会で月に一度行っている『無料法律相談』のご相談の中には「相続登記はどのように行うのか」「遺言はどのようにつければよいのか」といった、終活に関わる内容のものがあります。弁護士に相談するのも、もちろん間違いではないのですが、そこから司法書士や公証役場を紹介されることが多いので、争いごとが絡んでいるのでなければ、終活相談の窓口をお勧めします。終活アドバイザーは、終活に関する様々な相談を適切な専門家につなげるコーディネーターです。また、相談者のこれから的生活に寄り添いながら、問題解決に向けて一緒に考えるという伴走者の役割もあります。

漠然とした不安を抱えている時、いきなり専門家に相談するのは敷居が高いと思っている方は多いのではないかでしょうか。また抱える問題をどこへ相談したらよいのかわからないということもあります。まずは、悩みや不安の全体像を把握し、具体化しながら、その筋の専門家に相談するのがお勧めです。そのお手伝いをするのが終活アドバイザーです。

どうぞお気軽に、終活相談の窓口をご活用ください。

その38 口座凍結前の預金引き出しには注意

金融機関の口座が凍結されるタイミングは、金融機関側が口座名義人の死亡を確認した段階です。凍結されると、正規の手続きを踏まない限り、たとえ家族であっても預金は払い戻せません。

こういった事をわかっている人の中には、故人がお亡くなりになられる前に預金を引き出しておこうと考える人も少なくありませんが、その場合、預貯金の取り扱いについては十分注意が必要です。

故人の財産を相続する権利をもつ人が複数いる場合は、各人が相続権利をもっているので、相続人のひとりが他の当事者に無断で故人の預金をおろすことは、トラブルになる可能性があります。

しかし、葬儀費用や医療費の支払いなどの事情で、やむをえず口座凍結前にお金を引き出すこともあるかと思いますので、そのような場合には、相続トラブルとならないよう、対策をとっておくことです。まずは、単独で行動することなく、お金を引き出す際には、他の相続人の了承を得ておきましょう。また、引き出したお金の使い道をはっきりしておくために、領収書を保管しておくことや、領収書がなければ、出金に関係した資料を保管しておくなど、後々他の相続人に説明を求められた時のためにも、きちんとしておくことが重要です。

また現在は『預貯金の仮払い制度』があり、法定相続人であれば、遺産分割協議前でも相続分の1/3(上限あり)までは、預金が引き出せるようになりました。

しかし、やはり口座凍結前に預金を引き出すことは、推奨できない行為ですので、正規の手続きを踏んで、凍結解除することをお勧めします。